○農林水産省告示第千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字銀鏡字真沙道一三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字真沙道一三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県岩国市天尾字奥畑一一二七、一一二三一、一一二三二、字足迫一一二四三、一一二四七、一一二四八の一、一一二四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町能城山本字通嶝一三三八・字陰地一三三八の一から一三三八の四まで・熊野川町赤木字田長谷一四二二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県湖南市夏見字龍王山二一〇九の六から二一〇九の八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月三十日及び同月三十一日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋕の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋑　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋒　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋓　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋔　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋕　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他

自衛艦等十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月三十日（予備、同月三十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、㋒と㋕を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、㋒と㋕を結んだ線から北側で㋑と㋖を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、㋑と㋖を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

㋐　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

㋑　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

㋒　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

㋓　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

㋔　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

㋕　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

㋖　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

㋗　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

㋘　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦その他

自衛艦等十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年十月二十七日、同月二十八日及び同月三十日（予備、同月三十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで